

第59回社会保障審議会生活保護基準部会
令和8年7月29日

資料



消費実態による検証を補完する方法

消費実態による検証を補完する方法

- 消費実態による検証を補完する方法の検証方針…………… P 2～5
- 社会的必需項目の更新の検討…………… P 6～ P 24
- 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査結果の時系列比較
一般世帯と生活保護受給世帯の比較（高齢単身世帯の例）…………… P 25～31

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証

（1）水準（高さ）の検証

第58回社会保障審議会生活保護基準部会
令和8年6月30日
（赤枠を追記）

資料 1

（3）年収階級第1・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標（1／3）

<確認事項>

- ① 年収階級第1・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標としては、令和4年検証で確認した指標を基本として以下の指標を確認する。

○中位所得層に対する消費水準の比率

夫婦子1人世帯における「年収階級第1・十分位の平均消費支出額」÷「年収階級第3・五分位の平均消費支出額」により算出。
中位所得層の消費実態を基準として、低所得層の消費実態が相対的に減少（格差が拡大）していないかを確認する。

○固定的経費割合

固定的経費 ÷ 消費支出額 により算出（固定的経費の判定方法は次ページ参照）。
食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認する。

○年間可処分所得の中央値に対する比率

夫婦子1人世帯における年間可処分所得の中央値に対する年収階級第1・十分位の年間可処分所得の平均の比率。
年間可処分所得の中央値を基準として、年収階級第1・十分位の年間可処分所得が相対的に減少して（貧困の度合いが高くなって）いないかを確認する。

（下記の事項は、その変化が直接的に評価に結びつくものではないが、大きな変化がないかを確認。）

○世帯属性

世帯の基本的な状況として、配偶者の就業状態、子供の就学状態、貯蓄・負債の状況

○所得額・貯蓄額の分布

所得額・貯蓄額の分布を確認する

○社会的必需項目等の不足状況

夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位における社会的必需項目の不足状況、耐久消費財の保有状況
※ 社会的必需項目等については、別途精査

（参考）社会的必需項目の不足状況の集計結果（夫婦子1人世帯 年収階級第1・十分位）

社会的必需項目の不足状況

社会的必需項目	令和元年7月			(単位：％、％pt)	
	該当割合	平成28年対差		平成28年7月	平成22年7月
		平成28年対差	平成22年対差	該当割合	該当割合
Q1 食事の頻度（1日2回以上） （回答）していない（金銭的に余裕がないから）	0.0 <0.0>	▲ 3.4 <2.0>	-	3.4 <2.0>	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度（毎日） （回答）摂っていない（金銭的に余裕がないから）	1.6 <1.5>	0.7 <1.8>	-	0.9 <1.0>	
Q3 野菜の摂取の頻度（1日1回以上） （回答）食べていない（金銭的に余裕がないから）	2.5 <1.9>	1.7 <2.1>	-	0.8 <1.0>	
Q4 新しい下着の購入頻度（1年に1回以上） （回答）ほとんど購入しない	17.2 <4.5>	▲ 7.8 <6.6>	0.8 <6.1>	25.0 <4.8>	16.4 <4.2>
Q5 必要な時に医者にかかること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）	1.8 <1.6>	▲ 1.0 <2.4>	1.0 <1.9>	2.8 <1.8>	0.8 <1.0>
Q6 必要な時に歯医者にかかること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）	5.1 <2.6>	▲ 5.3 <4.3>	▲ 1.8 <3.9>	10.4 <3.4>	6.9 <2.8>
Q7 炊飯器の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	0.0 <0.0>	0.0 <0.0>	▲ 5.0 * <2.5>	0.0 <0.0>	5.0 <2.5>
Q8 電気掃除機の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	1.8 <1.6>	0.1 <2.1>	1.8 <1.6>	1.6 <1.4>	0.0 <0.0>
Q9 電話（固定電話）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	3.4 <2.2>	▲ 5.3 <3.8>	-	8.8 <3.1>	
Q10 携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	1.6 <1.5>	0.9 <1.8>	▲ 0.9 <2.3>	0.8 <1.0>	2.6 <1.8>
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 （回答）ほとんど・まったく出席しない（金銭的に余裕がないから）	1.6 <1.5>	0.9 <1.8>	▲ 3.4 <2.9>	0.7 <0.9>	5.1 <2.5>
Q12 急な出費への対応 （回答）対応できない	34.2 <5.7>	▲ 10.4 <7.9>	-	44.6 <5.5>	
Q13 生命保険等への加入（死亡・障害・病気など） （回答）加入していない（金銭的に余裕がないから）	5.9 <2.8>	▲ 14.1 * <5.9>	▲ 11.6 * <5.1>	20.0 <4.4>	17.6 <4.3>

※ 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による集計。

※ 夫婦子1人の3人世帯であって、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である世帯のうち、世帯主が雇用者である世帯（会社、団体の役員を除く）について、総所得階級第1・十分位に属する世帯に係る集計。

※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差。| [平均の差] | > 1.96 × [標準誤差] の場合に表中に * 印をつけている。

3 . 消費実態による検証を補完する方法（続き）

第52回社会保障審議会生活保護基準部会
令和7年6月24日 資料4（抜粋）
（赤字・下線を追加）

検討事項（案）：消費実態による検証を補完する検証手法の検討

（参考）令和4年12月9日 生活保護基準部会報告書 抜粋

V 今後の検証等に関する意見

- 生活水準が維持されているかについては、生活の質の観点から、社会的剥奪状況として必需品項目の不足の状況を確認することも重要であるという意見があった。また、こうした生活実態及び生活意識の分析をより精緻に実施していくことが必要であるとの意見もあった。

このほか、生存水準に関わる観点として、栄養摂取基準などからみて最低生活が満たされる水準となっているか確認する必要があるとの意見もあった。

- 最低生活費の水準を議論するに当たっては、引き続き一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことが基本となる。

一方で、高齢者の消費実態については、年金制度の動向に影響を受けることに留意しなければならないとする意見もある中で、年収階級第1・十分位という一般低所得世帯の消費実態との均衡のみにより生活保護基準の水準を捉えていると、比較する消費水準が低下する場合に絶対的な水準を割ってしまう懸念があることから、その下支えとなる水準を明らかにする取組は重要である。このため、消費実態との比較によらない手法について、5年後に改めて生活扶助基準の検証が行われることを見据えつつ、より精緻化する作業を行っていく必要がある。

また、こうした作業を行うための議論の場を設けるべきとの意見があった。

3. 消費実態による検証を補完する方法

第58回社会保障審議会生活保護基準部会
令和8年6月30日
(赤枠・赤字を追記)

資料 1

検討事項：消費実態による検証を補完する方法の検討

※ 生活扶助基準と比較する低所得者の所得階層は年収階級第1・十分位が適当かどうかの確認を含む。

今回検証の方針

- 生活扶助基準の検証に当たって、一般低所得世帯が比較対象として適当かどうかを確認するため、最低限の生活をするときに満たす必要のある社会的必需項目について一般低所得世帯における充足状況（※）を確認することは重要。そのため、社会的必需項目の選定の考え方や具体的方法について、利用可能な最新のデータを用いて精査を行う。その際、社会参加や人との交流に関する項目を追加するか検討する。
- ※ 令和7年7月に実施された家庭の生活実態及び生活意識に関する調査について、一般世帯の年収階級別の結果は、令和7年国民生活基礎調査の所得票データとのマッチングが必要であり、今回の検証では活用ができず、直近の結果は令和4年7月の調査結果となる。
- 令和7年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の結果については、国民生活基礎調査データとのマッチングを要さない生活保護受給世帯の調査結果及び一般世帯の単純集計結果について、今回の検証において参考として参照できるようにする。併せて生活保護受給世帯における耐久消費財の保有状況を一般世帯との比較において確認する。
- 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査結果については、一般世帯と生活保護受給世帯との比較だけでなく、時系列での変化について分かりやすく参照できるようにする。
- 令和6年の社会保障生計調査による生活保護受給世帯の消費実態と令和6年全国家計構造調査による年収階級第1・十分位の消費実態について、サンプル数等の制約に留意しつつ、世帯属性などを調整した比較を行う。また、令和4年以降の物価上昇局面における生活保護受給世帯の消費の変化について、令和4～6年の社会保障生計調査により確認する。
- M I S手法による最低生活費の試算、主観的最低生活費の試算及び日本人の食事摂取基準を活用した検討については、現状において生活扶助基準の検証に直ちに活用できる状況になく、今回検証での活用を見送る。

※ 赤枠は、今回、資料を用意している項目。

社会的必需項目の更新の検討①

社会的必需項目を定期検証で参照するための検討の流れ（案）

- ①最近の調査結果により社会的必需項目であると判定される項目（50%以上の回答者が必要であると回答したもの）の確認。
- ②生活扶助基準検証の参考として参照する社会的必需項目を選定する際の考え方や基準の検討。
- ③社会的必需項目の評価方法、検証に当たっての参照方法の検討。

最近の調査結果による社会的必需項目の更新

<確認事項>

- これまでの定期検証において参考として参照してきた社会的必需項目は、先行研究「2011年暮らしに関する意識調査」（社会的必需品調査）（※1）の調査結果より、社会的必需項目であると判定された項目（50%以上の回答者が必要であると回答したもの）であって、家庭の生活実態及び生活意識に関する調査で把握できる13項目を抽出して設定。
- 2011年「暮らしに関する意識調査」の後続として、2023年に「大人の必需品に関する調査」（※2）が実施されており、この結果を活用して社会的必需項目の更新を検討してはどうか。

作業内容

- 2023年「大人の必需品に関する調査」により、50%以上の回答者が必要であると回答した項目の該当の有無を確認する。併せて、家庭の生活実態及び生活意識に関する調査において把握できる項目か確認する。

※1 「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）、平成22～24年度、研究代表者 阿部彩教授）

※2 阿部彩（2026）「一般市民の社会的必需品に関する意識：属性分析と経年変化」『人文学報』No. 522-3, p. 55-67.

社会的必需項目の更新の検討②

これまでの定期検証で参照していた社会的必需項目（13項目）

- 平成29年検証において、各世帯がどの程度、相対的剥奪状態（社会生活を送るに当たり、必要な資源の不足のために、一般社会で許容される生活水準が保てない状態）にあるかを測るため、社会的必需項目を選定。
- 「2011年暮らしに関する意識調査」の調査結果より、50%以上の回答者が必要であると回答したものを抽出し、平成28年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の質問項目の中で、上記の社会的必需項目に合致する一部の13項目を選定。

2011年暮らしに関する意識調査	調査の対象	調査会社にモニターとして登録されている20歳以上の者3,000人を対象に調査。 全体の有効回答は1,516人、有効回答率は50.6%
	調査方法、実施時期	メールによる調査、2011年5月に実施

- 令和4年検証においては、社会的必需項目について、金銭的に余裕がないことで不足している割合が、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位で大きく変化していないかを参考として参照していた。

先行研究「2011暮らしに関する意識調査」（社会的必需品調査）結果により、社会的必需項目と判定された項目（50%以上の回答者が必要であると回答した項目）	必要度値 （回答割合）	H28家庭の生活実態及び生活意識調査の対応質問	
			相対的剥奪状態に該当する回答（金銭的に余裕がないことを理由にできないと回答したものを相対的剥奪状態と整理）
食事の頻度（1日2回以上）	89%	Q1-1	金銭的に余裕がないから
肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度（毎日）	75%	Q1-2	金銭的に余裕がないから
野菜の摂取の頻度（1日1回以上）	75%	Q1-3	金銭的に余裕がないから
新しい下着の購入の頻度（1年に1回以上）	60%	Q1-7	ほとんど購入しない
必要な時に医者にかかること	95%	Q1-9（1）	金銭的余裕がないから
必要な時に歯医者にかかること	93%	Q1-9（2）	金銭的余裕がないから
炊飯器の保有	75%	Q2（4）	金銭的に余裕がないから
電気掃除機の保有	69%	Q2（10）	金銭的に余裕がないから
電話（固定電話）の保有	66%	Q2（15）	金銭的に余裕がないから
携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）の保有	66%	Q2（16）	金銭的に余裕がないから
親戚の冠婚葬祭への出席	53%	Q3-4	金銭的に余裕がないから
急な出費への対応	57%	Q5-3	できない
生命保険等の加入（死亡・障害・病気など）	58%	Q5-6	金銭的に余裕がないから

社会的必需項目の更新の検討③

2023年「大人の必需品に関する調査」による社会的必需項目の確認内容

- 2023年「大人の必需品に関する調査」においては、先行研究、EU（欧州連合）にて用いられている剥奪指標の構成項目などから選んだ68項目について、「現在の日本の社会において、ある家庭が、普通に生活するためには、最小限どのようなものが必要だと思いますか。」という質問を設定。
- 回答の選択肢は、(A)必要である、(B) あったほうがよいが、なくてもよい、(C)必要ではない、の3つを設定し、(A)を回答した割合をその項目の「支持率」とされている。

大人の必需品に関する調査	調査の対象	調査会社にモニターとして登録されている20歳以上の者2,000人を対象に調査。 年齢階層（10歳ごと）および性別による人口分布に合わせて割付された回収数にて総数2,000となるまで実施。（有効サンプル1,923）
	調査方法、実施時期	インターネット調査、2023年2月に実施

- 2023年「大人の必需品に関する調査」を実施した調査研究事業において、68項目は以下の生活上の機能別に分けて集計されている。

機能	
情報とコミュニケーション	情報を得たり、他者とのコミュニケーションをとることができる
身だしなみ	寒暖から身を守り、かつ社会において恥ずかしくない身だしなみを整える
栄養	健康を保つための栄養を摂ることができる
住宅	快適な住居で過ごすことができる
移動	自由に移動することができる
保障	病気や高齢・失業などの緊急時に備える
社会的活動	他者と交流したり、つながる
教養娯楽	自分の趣味や楽しみを持つことができる

- 2023年「大人の必需品に関する調査」による68項目の支持率と「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和4年・令和7年）」における対応する質問項目の有無について、P9～12において上記の8つの機能別に整理した。

社会的必需項目の更新の検討④

2023年「大人の必需品に関する調査」による社会的必需項目の確認結果

- 2023年「大人の必需品に関する調査」の項目ごとの支持率と「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」（令和4年・令和7年）の質問項目（調査票は参考資料1）の有無の対応関係は、P9～12のとおり。
 なお、家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の各項目は、特に注記がない限り、できない・保有していない理由として、「金銭的に余裕がないから」を把握することが可能。

<情報とコミュニケーション：5項目>

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	
インターネット接続環境	79.7%	Q4-5	自宅でのパソコン、タブレット端末、スマートフォンなどによるインターネット利用
テレビ	66.2%	Q2	テレビの保有状況
家族の大人に1人1台の携帯電話	66.1%	Q2	スマートフォン、携帯電話（PHSを含む、スマートフォンは除く）の保有状況
コンピューター（パソコン）	55.4%	Q2	パソコンもしくはタブレット端末の保有状況
自宅の電話（固定電話・携帯電話）	48.1%	Q2	スマートフォン、携帯電話（PHSを含む、スマートフォンは除く）の保有状況

※ 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の質問は、厳密には「大人の必需品に関する調査」の質問内容とは異なるが、類似する質問についても記載している。（以下同じ。）

<身だしなみ：8項目>

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	
洗濯機	89.3%	Q2	洗濯機の保有状況
冬用のコート	75.4%		
自宅用の普段着	74.6%		
ヘアドライヤー	63.4%		
新しい下着（1年に1回以上）	62.8%	Q1-6	過去1年間に、生活費が足りなくて家族が必要とする下着を買えないことがあったか
理髪店・美容院にかかる費用（男性月1回、女性2か月1回）	53.8%		
就職・仕事用のスーツ	44.6%		
晴れ着・礼服	41.6%	Q1-7	晴れ着または礼服を持っているか

※ Q1-6下着を買えないことがあった理由は把握していないが、令和4年調査から「生活費が足りなくて」買えなかったことがあったかを質問する内容となっている。

社会的必需項目の更新の検討⑤

2023年「大人の必需品に関する調査」による社会的必需項目の確認結果

<栄養：7項目>

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	
冷蔵庫／冷凍庫	91.8%	Q2	冷蔵庫の保有状況
1日2回以上の食事（大人の場合）	84.1%	Q1-1	1日2回（2食）以上の食事
電子レンジ	83.0%	Q2	電子レンジの保有状況
野菜（1日1回以上）	81.6%	Q1-3	1日1回は、野菜を食べているか
肉・魚・豆腐などのタンパク質（毎日）	81.0%	Q1-2	2日に1回は、肉、魚、卵などタンパク質を摂っているか
炊飯器	75.9%	Q2	炊飯器の保有状況
果物（1日1回以上）	39.7%		

<移動：4項目>

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	
バスや電車の料金（長距離を除く）	54.7%		
自家用車	49.0%	Q2	自動車の保有状況
自転車	30.8%		
オートバイまたはスクーター	7.5%		

<保障：7項目>

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	
必要な時に医者にかかること	87.7%	Q1-10	必要な時に医者にかかること
必要な時に歯医者にかかること	83.6%	Q1-12	必要な時に歯医者にかかること
急な出費のための貯蓄（50,000円以上）	77.6%	Q6-2	病気や事故などの急な出費に対応することができるか
年金保険料の支払い／年金受給	75.0%		
毎月の貯金	67.9%	Q6-3	月々または定期的な貯蓄をしているか
風邪薬・鎮痛剤・塗り薬などの市販の薬	62.2%		
生命保険等（死亡・障害・病気など）	56.9%	Q6-5	生命保険（損害保険を除く）に加入しているか

※ Q6-2の急な出費への対応、Q6-3の定期的な貯蓄については、できない理由を把握していない。

社会的必需項目の更新の検討⑥

2023年「大人の必需品に関する調査」による社会的必需項目の確認結果

<社会的活動：6項目>

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	
友人・家族・親戚に会うための交通費	52.1%	Q3-2	親族や友人に連絡を取りたいのにほとんど連絡が取れない、または会いたいの にほとんど会えないことがあったか
親戚の冠婚葬祭への出席（ご祝儀等を含む）	41.3%	Q3-4	親族の冠婚葬祭に出席するか
家族・友人・知人などへのお土産やお祝い品（1年に 1回以上）	34.4%	(Q7-8)	(中学生以下の子供がいる場合、子供の誕生日を祝うか)
趣味やスポーツを通じた交流の機会	25.0%	Q4-3	趣味やスポーツ、ボランティア活動を通じた交流の機会 (習い事やクラブ活動、地域の集いなど)
職場の飲み会などへの参加費用	17.7%		
町内会・子供会・老人会・婦人会などへの参加	11.4%	Q4-3	趣味やスポーツ、ボランティア活動を通じた交流の機会 (習い事やクラブ活動、地域の集いなど)

<教養娯楽・自分のためのお金：11項目>

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和4年・令和7年）	
家族のためでなく、自分のために使えるお金（週 1,000円以上）	74.9%		
本（中古本も含む）	38.1%	(Q7-9)	(中学生以下の子供がいる場合、子供の本や雑誌を買っているか)
DVD・ブルーレイ・ビデオなどの映像機器	35.5%		
1泊以上の国内家族旅行（1年に1回以上）	35.0%	Q4-1	泊まりがけの旅行（帰省を含む）をしているか
本・DVDなど教養娯楽に使えるお金（3,000円以上）	32.9%		
外食（月に2, 3回以上）	29.4%	Q4-2	外食を楽しむ機会があるか
お正月のお祝い（門松、おせち料理等）	25.2%		
カメラ（デジタルカメラも含む）	22.8%		
映画・演劇・コンサート・美術館に行く費用（月に 1回以上）	22.6%	Q4-4	過去1年の間に、映画館・劇場・コンサート・美術館に行く機会
オーディオ機器（ステレオセット、CD/MDなど）	19.2%		
携帯用音楽プレーヤー（iPodなど）	14.1%		

社会的必需項目の更新の検討⑦

2023年「大人の必需品に関する調査」による社会的必需項目の確認結果

<住宅：20項目>

大人の必需品に関する調査の項目	支持率	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和4年・令和7年）	
冷房・暖房（ルームエアコン）	84.6%	Q2	ルームエアコンの保有状況
公共料金（ガス・水道・電気など）の支払い	83.2%		
家族専用の浴室（お風呂・シャワー）	81.0%	Q5	世帯専用の浴室
カーテンまたはブラインド	80.9%		
家族人数分のベッドまたは布団	80.0%	Q5	全員に十分なふとん（ベッドを含む）がある
掃除機	79.5%	Q2	電気掃除機の保有状況
家族専用のトイレ	78.3%	Q5	世帯専用のトイレ
家族専用の炊事場（キッチン）	78.3%	Q5	世帯専用の台所
日光が入る部屋	77.3%	Q5	周辺の環境が悪い（騒音が激しい、日当たりが悪いなど）
湯沸かし器（台所、洗面所）	74.7%	Q2	給湯器の保有状況
家族全員が座れる食卓	61.3%	Q2	家族全員が座れる食卓の保有状況
家賃の支払い	61.2%		
火災報知器	60.9%		
家財に対する火災保険	59.6%		
家の中で1人になれる場所	56.4%		
複数の寝室（2人以上世帯の場合）	49.9%		
別々の部屋にある寝室と食卓	40.9%	Q5	寝室と食事をする部屋が分かれている
ベランダまたは庭	36.5%		
ソファ・長椅子などリラックスできる椅子	34.9%		
温水洗浄便座	46.0%		

※1 Q5の住まいの状況に関する質問項目については、不足している理由を把握していない。

※2 ピンクの項目は、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」に対応する項目があるが、住宅環境に関するものであり、住宅扶助により対応される項目。

社会的必需項目の更新の検討⑧

2023年「大人の必需品に関する調査」による社会的必需項目の確認結果

<確認事項>

- 社会的必需項目の更新に当たって、2023年「大人の必需品に関する調査」において支持率が50%以上であって、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の質問項目となっている項目に基づくこととする場合、一部の項目について以下のとおりの取扱いとすることによいか。
 - ① 住宅環境に関する項目は、給湯器の保有状況を除き、不足している理由を把握しておらず、生活扶助で対応する項目でないことから、社会的必需項目から除外する整理によいか。
 - ② 「家族全員の十分なふとん」は、不足している理由を把握していないが、不足している場合は、経済的な理由が主な理由と考えられることから、支持率50%以上の基準による社会的必需項目として残す整理によいか。
 - ③ 「急な出費への対応」が「できない」理由、「定期的な貯蓄」を「していない」理由を把握していないが、金銭的な余裕があれば、できる項目であるため、いずれの項目も社会的必需項目に含めることによいか。
- 上記の取扱いを前提とする場合、社会的必需項目として条件を満たす項目は次ページに示す22項目となる。

現行の社会的必需項目と比較すると

 - ・ 「電話（固定電話の保有）」、「親戚の冠婚葬祭への出席」の2項目が外れ、
 - ・ 「インターネット」や「テレビ」などの11項目が追加となり、
 - ・ 社会参加や人との交流に関する項目については、更新後に社会的必需項目に該当するのは、「親族や友人に連絡を取るまたは会う」のみとなる

が、こうした結果についてどのように考えるか。

社会的必需項目の更新の検討⑨

○ 2023年「大人の必需品に関する調査」において支持率が50%以上であって、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の質問項目となっている項目は、以下の22項目（オレンジの項目は新規で追加となる項目）。

※ 住宅の項目について住宅環境に関する項目（P12のピンクの項目）は除外。

	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和4年・令和7年）	
情報とコミュニケーション （4項目）	Q4-5	自宅でのパソコン、タブレット端末、スマートフォンなどによるインターネット利用
	Q2	テレビの保有状況
	Q2	スマートフォン、携帯電話（PHSを含む、スマートフォンは除く）の保有状況
	Q2	パソコンもしくはタブレット端末の保有状況
身だしなみ （2項目）	Q2	洗濯機の保有状況
	Q1-6	過去1年間に、生活費が足りなくて家族が必要とする下着を替えないことがあったか
栄養 （6項目）	Q2	冷蔵庫の保有状況
	Q1-1	1日2回（2食）以上の食事
	Q2	電子レンジの保有状況
	Q1-3	1日1回は、野菜を食べているか
	Q1-2	2日に1回は、肉、魚、卵などタンパク質を摂っているか
	Q2	炊飯器の保有状況
保障 （5項目）	Q1-10	必要な時に医者にかかること
	Q1-12	必要な時に歯医者にかかること
	Q6-2	病気や事故などの急な出費に対応することができるか
	Q6-3	月々または定期的な貯蓄をしているか
	Q6-5	生命保険（損害保険を除く）に加入しているか
社会的活動 （1項目）	Q3-2	親族や友人に連絡を取りたいのにほとんど連絡が取れない、または会いたいのにほとんど会えないことがあったか
住宅 （4項目）	Q2	ルームエアコンの保有状況
	Q5	全員に十分なふとん（ベッドを含む）がある
	Q2	電気掃除機の保有状況
	Q2	家族全員が座れる食卓の保有状況

社会的必需項目の更新の検討⑩

社会的必需項目選定の考え方（基準）

<確認事項>

- 生活扶助基準の検証において、一般低所得世帯が比較する集団として適切かを確認するための参考として社会的必需項目を参照するに当たって、普通の生活をするために最小限必要と回答した人の割合が50%以上であることのほか、どのような考え方（基準）で社会的必需項目を選定することが考えられるか。例えば、EUの物質的・社会的剥奪に関する指標（※）も参考に以下のような観点で項目を絞ることは考えられるか。
 - ① 中位所得層と低所得層で、一定程度充足状況に差がある項目は、所得が低いほど社会的必需項目の充足に問題が生じやすい項目として、参照する意味があるのではないか。
 - ② 社会的必需項目のうち、金銭的な理由で不足している場合において「生活が大変苦しい」と答える割合が多い項目は、最低限度の生活に必要な項目と関連が強いと考えられるのではないか。

※ EUの「深刻な物質的・社会的剥奪率（Severe Material and Social Deprivation Rate: SMSD）」は、適切な生活を送るために必要かつ望ましいとされる財やサービス、社会活動を、経済的理由により利用・享受できない状態を示す EU-SILC（EU所得・生活状況調査）の指標であり、貧困および社会的排除に関するEUの2030年目標において定義される「貧困または社会的排除のリスク率（AROPE）」を構成する指標の一つとなっている。（詳細は次ページ）

- 上記のほか、生活扶助基準検証の参考として参照する社会的必需項目を選定する際の考え方や、基準としてどのようなことが考えられるか。

作業内容

- 令和4年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の個票データを用いて、支持率が50%以上の社会的必需項目（22項目）について、金銭的な理由で不足している割合が所得や生活意識（主観的な生活困難感）によって差があるかを確認する。

(参考) EUにおける物質的・社会的剥奪を把握するための項目について

EUの物質的・社会的剥奪指標の構成項目

EUにおいて物質的・社会的剥奪を測るための項目として、以下の13項目が採用されている。

個人レベル（6項目）	世帯レベル（7項目）
1. インターネット接続環境	1. 予期しない出費への対応
2. 新しい衣服の購入	2. 年1週間の休暇
3. 足に合った靴を2足所有 (雨天などあらゆる天候に対応できる靴を1足含む)	3. 住宅費・公共料金等の支払い滞納がないこと
4. 自分のために毎週少額を使えること	4. 2日に1回以上、肉・魚等を含む食事
5. 定期的な余暇活動	5. 住居を適切に暖房できること
6. 月1回以上の友人・親族との会食	6. 自家用車を利用できること
	7. 摩耗した家具を買い替えること

物質的・社会的剥奪指標の項目を選定するためのテスト

EUの物質的・社会的剥奪を測定するための13項目は、「適合性（Suitability）」、「妥当性（Validity）」、「信頼性（Reliability）」、「加法性（Additivity）」の4つの観点からなるテストをクリアした項目が基礎となっている。

テスト	テストの内容
適合性（Suitability）	その項目が「その国で受容可能な生活水準を維持するために必要なもの」と認識されているかを評価する。回答者の50%以上が「誰もが持つべき」と考える項目を必需品とみなす方法が多く、最新の意識調査データが存在しなかったため、行動データに基づく「その項目を欲している人が70%以上」を判定基準として適合性を確認。その際、その項目を「既に所有している人」と「所有していないが、欲しいにも関わらず経済的な理由で所有できない人」の合計を「欲している人」とした。
妥当性（Validity）	その項目が実際に貧困や剥奪を測定するものとなっているかを検証するもの。低所得世帯ほどその項目を欠いているか、主観的な生活困難感と関連しているかなど、物質的剥奪と関連する指標と有意な関連が認められるか確認。
信頼性（Reliability）	複数の項目が一貫して同じ概念（物質的・社会的剥奪）を測定したものとなっているかを統計的に検証するもの。項目間に一定の相関があるか、指標全体として内部一貫性があるかを統計的な分析により検証。
加法性（Additivity）	複数の不足する項目を合計した場合に、不足が積み上がるほど、実際により深刻な剥奪状態にあるかを検証。指標案に含まれる項目について、世帯の剥奪合計点を算出。その合計点が増えるほど、平均所得が低くなっているかを検証。

※ Eurostat（2017）Revising the EU material deprivation variables を基に厚生労働省において作成。

社会的必需項目の更新の検討⑪

○ 2023年「大人の必需品に関する調査」で「必要である」が50%以上の項目について、令和4年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」により、金銭的な理由で不足している割合が中位所得層と低所得層で違いがあるか確認した。

※ 所得分位別の数値は、2～5人世帯の勤労者世帯について、世帯人数毎に所得分位階級を設定して各分位に該当する世帯を集計したもの。なお、家庭の生活実態及び生活意識に関する調査は一般世帯の調査対象を国民生活基礎調査の調査世帯から抽出しているため、同調査から各世帯の総所得の情報を取得した。

社会的必需品に関する項目（2023「大人の必需品に関する調査」で「必要である」が50%以上の項目）		所得第3・五分位 (N数：1,016)			所得第1・十分位 (N数：509)			金銭的理由による欠如割合のポイント差 (第1・十分位－第3・五分位)		
		ある・持っている割合	金銭的理由による不足割合		ある・持っている割合	金銭的理由による不足割合		ポイント差	p値	1%有意
情報とコミュニケーション	インターネット	96.4%	0.2%	[0.1%]	85.1%	4.5%	[1.0%]	4.3%pt [1.0%]	0.000	○
	テレビ	98.6%	0.0%	[0.0%]	97.0%	0.3%	[0.3%]	0.3%pt [0.3%]	0.254	
	スマートフォン・携帯電話	99.3%	0.0%	[0.0%]	97.6%	0.3%	[0.3%]	0.3%pt [0.3%]	0.262	
	パソコンもしくはタブレット端末	87.4%	1.4%	[0.4%]	73.3%	5.5%	[1.1%]	4.1%pt [1.2%]	0.001	○
身だしなみ	洗濯機	99.7%	0.0%	[0.0%]	99.0%	0.2%	[0.2%]	0.2%pt [0.2%]	0.432	
	家族が必要とする下着	94.9%	5.1%	[0.8%]	76.8%	23.0%	[2.1%]	17.9%pt [2.2%]	0.000	○
栄養	冷蔵庫	99.7%	0.0%	[0.0%]	99.3%	0.0%	[0.0%]	0.0%pt [0.0%]	—	
	1日2回以上の食事	98.9%	0.1%	[0.1%]	95.7%	2.5%	[0.8%]	2.4%pt [0.8%]	0.002	○
	電子レンジ	99.3%	0.0%	[0.0%]	97.9%	0.3%	[0.3%]	0.3%pt [0.3%]	0.263	
	1日1回の野菜	97.6%	0.4%	[0.2%]	93.8%	3.6%	[0.9%]	3.2%pt [0.9%]	0.001	○
	2日に1回のたんぱく質	98.7%	0.3%	[0.2%]	95.3%	3.9%	[1.0%]	3.6%pt [1.0%]	0.000	○
	炊飯器	96.9%	0.2%	[0.2%]	97.2%	0.2%	[0.2%]	-0.1%pt [0.3%]	0.758	
保障	必要な時に医者にかかる	95.3%	1.8%	[0.5%]	88.7%	7.1%	[1.4%]	5.4%pt [1.5%]	0.000	○
	必要な時に歯医者にかかる	88.2%	2.1%	[0.5%]	80.9%	9.3%	[1.6%]	7.2%pt [1.7%]	0.000	○
	急な出費への対応	85.2%	14.3%	[1.2%]	62.1%	36.2%	[2.4%]	21.9%pt [2.7%]	0.000	○
	月々または定期的な貯蓄	52.6%	46.6%	[1.7%]	31.7%	66.2%	[2.3%]	19.6%pt [2.9%]	0.000	○
	生命保険	91.5%	2.3%	[0.5%]	80.8%	11.9%	[1.6%]	9.6%pt [1.7%]	0.000	○
社会的活動	親族や友人に連絡を取るまたは会う	76.0%	1.1%	[0.4%]	71.4%	4.0%	[1.0%]	2.9%pt [1.0%]	0.005	○
住宅	ルームエアコン	95.7%	0.6%	[0.3%]	89.7%	5.1%	[1.1%]	4.6%pt [1.1%]	0.000	○
	家族全員の十分なふとん	98.4%	1.4%	[0.4%]	96.2%	3.0%	[0.8%]	1.6%pt [0.9%]	0.086	
	電気掃除機	99.0%	0.0%	[0.0%]	97.3%	0.3%	[0.3%]	0.3%pt [0.3%]	0.272	
	家族全員が座れる食卓	95.7%	0.5%	[0.3%]	93.1%	1.2%	[0.5%]	0.6%pt [0.6%]	0.272	

※1 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和4年）の特別集計により、拡大乗数を加味して集計したもの。

※2 []内の数値は各集計値に係る標準誤差であり、p値はカイニ乗検定による結果を表す。

※3 「急な出費への対応」、「月々または定期的な貯蓄」及び「家族全員の十分なふとん」については、ない場合の理由を把握していないため、理由によらず、不足していると回答した場合、金銭的な理由により「ない・持っていない」世帯として集計を行った。

社会的必需項目の更新の検討⑫

2～5人世帯（勤労者世帯）の所得分位別の生活意識

	総数	第1・五分位	第2・五分位	第3・五分位	第4・五分位	第5・五分位
大変苦しい	18.7%	36.9%	21.2%	16.3%	11.3%	7.5%
やや苦しい	31.2%	36.0%	36.8%	36.0%	29.1%	18.0%
普通	43.9%	26.0%	40.3%	44.9%	51.6%	56.9%
ややゆとりがある	5.1%	1.1%	1.3%	2.5%	6.3%	14.4%
大変ゆとりがある	1.1%	0.1%	0.3%	0.3%	1.6%	3.1%

世帯類型別の生活意識

	高齢単身世帯	高齢2人世帯	母子世帯
大変苦しい	18.8%	15.7%	33.5%
やや苦しい	29.5%	30.2%	38.9%
普通	44.3%	46.9%	26.2%
ややゆとりがある	6.4%	6.3%	1.3%
大変ゆとりがある	1.0%	0.9%	—

資料：令和4年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査 特別集計
 ※ 拡大乗数を加味して集計した。

社会的必需項目の更新の検討⑬

- 2023年「大人の必需品に関する調査」で「必要である」が50%以上の項目について、令和4年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」により、金銭的な理由で不足している割合が「生活意識が普通」の世帯と「生活意識が大変苦しい」世帯で違いがあるか確認した。

社会的必需品に関する項目（2023「大人の必需品に関する調査」で「必要である」が50%以上の項目）		生活意識（普通） (N数：2,207)			生活意識（大変苦しい） (N数：978)			金銭的理由による欠如割合のポイント差 (大変苦しいー普通)			
		ある・持っている割合	金銭的理由による不足割合		ある・持っている割合	金銭的理由による不足割合		ポイント差		p値	1%有意
情報とコミュニケーション	インターネット	95.9%	0.1%	〔0.1%〕	91.3%	2.5%	〔0.5%〕	2.4%	〔0.6%〕	0.000	○
	テレビ	98.7%	0.1%	〔0.1%〕	96.9%	0.2%	〔0.2%〕	0.1%	〔0.2%〕	0.499	
	スマートフォン・携帯電話	99.1%	0.0%	〔0.0%〕	98.7%	0.2%	〔0.2%〕	0.2%	〔0.2%〕	0.163	
	パソコンもしくはタブレット端末	89.3%	0.4%	〔0.1%〕	80.5%	5.7%	〔0.8%〕	5.3%	〔0.8%〕	0.000	○
身だしなみ	洗濯機	99.8%	0.0%	〔0.0%〕	99.2%	0.1%	〔0.1%〕	0.1%	〔0.1%〕	0.420	
	家族が必要とする下着	99.1%	0.8%	〔0.2%〕	75.9%	23.8%	〔1.5%〕	23.0%	〔1.5%〕	0.000	○
栄養	冷蔵庫	99.8%	0.0%	〔0.0%〕	99.2%	0.0%	〔0.0%〕	0.0%	〔0.0%〕	—	
	1日2回以上の食事	99.3%	0.0%	〔0.0%〕	96.2%	1.3%	〔0.4%〕	1.3%	〔0.4%〕	0.001	○
	電子レンジ	99.4%	0.0%	〔0.0%〕	98.9%	0.2%	〔0.1%〕	0.2%	〔0.1%〕	0.250	
	1日1回の野菜	98.1%	0.0%	〔0.0%〕	93.9%	2.6%	〔0.6%〕	2.6%	〔0.6%〕	0.000	○
	2日に1回のたんぱく質	99.5%	0.0%	〔0.0%〕	95.9%	2.9%	〔0.6%〕	2.9%	〔0.6%〕	0.000	○
	炊飯器	97.7%	0.0%	〔0.0%〕	98.0%	0.1%	〔0.1%〕	0.1%	〔0.1%〕	0.413	
保障	必要な時に医者にかかる	97.8%	0.2%	〔0.1%〕	86.5%	8.8%	〔1.1%〕	8.7%	〔1.1%〕	0.000	○
	必要な時に歯医者にかかる	93.9%	0.1%	〔0.1%〕	76.3%	12.1%	〔1.2%〕	12.0%	〔1.3%〕	0.000	○
	急な出費への対応	96.1%	3.5%	〔0.4%〕	56.5%	42.4%	〔1.7%〕	38.8%	〔1.8%〕	0.000	○
	月々または定期的な貯蓄	61.7%	37.1%	〔1.2%〕	32.1%	66.3%	〔1.7%〕	29.2%	〔2.0%〕	0.000	○
	生命保険	92.6%	1.3%	〔0.3%〕	85.3%	10.2%	〔1.1%〕	9.0%	〔1.1%〕	0.000	○
社会的活動	親族や友人に連絡を取るまたは会う	81.2%	0.2%	〔0.1%〕	65.5%	5.1%	〔0.8%〕	4.9%	〔0.8%〕	0.000	○
住宅	ルームエアコン	96.5%	0.2%	〔0.1%〕	92.2%	3.7%	〔0.7%〕	3.5%	〔0.7%〕	0.000	○
	家族全員の十分なふとん	99.4%	0.4%	〔0.1%〕	96.6%	2.9%	〔0.6%〕	2.5%	〔0.6%〕	0.000	○
	電気掃除機	99.3%	0.0%	〔0.0%〕	98.1%	0.4%	〔0.2%〕	0.3%	〔0.2%〕	0.138	
	家族全員が座れる食卓	97.5%	0.0%	〔0.0%〕	92.7%	1.5%	〔0.4%〕	1.4%	〔0.4%〕	0.001	○

※1 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和4年）の特別集計により、2～5人世帯（勤労者世帯）について拡大乗数を加味して集計したもの。

※2 [] 内の数値は各集計値に係る標準誤差であり、p値はカイ二乗検定による結果を表す。

※3 「急な出費への対応」、「月々または定期的な貯蓄」及び「家族全員の十分なふとん」については、ない場合の理由を把握していないため、理由によらず、不足していると回答した場合、金銭的な理由により「ない・持っていない」世帯として集計を行った。

社会的必需項目の更新の検討⑭

- 2023年「大人の必需品に関する調査」で「必要である」が50%以上の項目について、令和4年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」により、金銭的な理由で不足していると回答した世帯のうち、「生活意識が大変苦しい」世帯の割合を確認した。

社会的必需品に関する項目（2023「大人の必需品に関する調査」で「必要である」が50%以上の項目）		「ある・持っている」世帯のうち、生活が大変苦しい割合		金銭以外の理由により「ない・持っていない」世帯のうち、生活が大変苦しい割合		金銭的な理由により「ない・持っていない」世帯のうち、生活が大変苦しい割合	
情報とコミュニケーション	インターネット		18.0% 〔0.6%〕		23.9% 〔3.1%〕		63.8% 〔9.0%〕
	テレビ		18.4% 〔0.6%〕		29.9% 〔6.4%〕		36.4% 〔24.0%〕
	スマートフォン・携帯電話		18.6% 〔0.6%〕		23.2% 〔11.2%〕		38.1% 〔21.2%〕
	パソコンもしくはタブレット端末		17.2% 〔0.6%〕		22.1% 〔2.0%〕		64.2% 〔5.8%〕
身だしなみ	洗濯機		18.6% 〔0.6%〕		34.4% 〔16.9%〕		51.3% 〔35.4%〕
	家族が必要とする下着		15.1% 〔0.6%〕	—	—		70.6% 〔2.9%〕
栄養	冷蔵庫		18.6% 〔0.6%〕		35.4% 〔17.1%〕	0.0%	〔0.0%〕
	1日2回以上の食事		18.2% 〔0.6%〕		39.0% 〔7.0%〕		69.5% 〔12.8%〕
	電子レンジ		18.6% 〔0.6%〕		14.4% 〔6.8%〕		100.0% 〔0.0%〕
	1日1回の野菜		18.0% 〔0.6%〕		27.8% 〔5.0%〕		75.5% 〔8.5%〕
	2日に1回のたんぱく質		18.1% 〔0.6%〕		28.8% 〔9.6%〕		74.5% 〔8.0%〕
	炊飯器		18.7% 〔0.6%〕		11.9% 〔3.6%〕		24.9% 〔34.2%〕
保障	必要な時に医者にかかる		17.2% 〔0.6%〕		29.9% 〔4.6%〕		72.8% 〔5.2%〕
	必要な時に歯医者にかかる		16.4% 〔0.6%〕		26.7% 〔2.7%〕		72.0% 〔4.4%〕
	急な出費への対応		12.5% 〔0.6%〕	—	—		52.8% 〔2.1%〕
	月々または定期的な貯蓄		11.4% 〔0.7%〕	—	—		26.9% 〔1.0%〕
	生命保険		17.5% 〔0.6%〕		10.8% 〔2.7%〕		52.7% 〔4.3%〕
社会的活動	親族や友人に連絡を取るまたは会う		16.0% 〔0.7%〕		24.9% 〔1.5%〕		71.8% 〔6.4%〕
住宅	ルームエアコン		18.0% 〔0.6%〕		19.8% 〔3.4%〕		55.6% 〔6.8%〕
	家族全員の十分なふとん		18.3% 〔0.6%〕	—	—		50.6% 〔7.2%〕
	電気掃除機		18.5% 〔0.6%〕		26.1% 〔8.5%〕		52.3% 〔17.6%〕
	家族全員が座れる食卓		17.9% 〔0.6%〕		33.6% 〔4.5%〕		72.1% 〔11.6%〕

※1 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和4年）の特別集計により、2～5人世帯（勤労者世帯）について拡大乗数を加味して集計したもの。

※2 〔〕内の数値は各集計値に係る標準誤差である。

※3 「急な出費への対応」、「月々または定期的な貯蓄」及び「家族全員の十分なふとん」については、ない場合の理由を把握していないため、理由によらず、不足していると回答した場合、金銭的な理由により「ない・持っていない」世帯として集計を行った。

社会的必需項目の更新の検討⑮

- 社会的必需品に関する22項目（オレンジ色の項目は新規で追加となる項目）について、金銭的な理由により不足している割合が、所得や生活意識によって有意差があるか確認した結果は、以下の表のとおり。
- 仮に、社会的必需項目について、所得または生活意識との関連が有意でない項目を除外する場合、既存項目の「スマートフォン・携帯電話」、「炊飯器」、「電気掃除機」が除外され、新規項目の「テレビ」、「洗濯機」、「冷蔵庫」、「電子レンジ」、「家族全員が座れる食卓」が除外され、合計13項目が残ることになるが、このような方法で項目を絞ることについてどのように考えるか。

家庭の生活実態及び生活意識に関する調査			所得に関する有意差あり (中位所得と低所得層で比較)	生活意識に関する有意差あり (生活が「大変苦しい」と「普通」で比較)	所得と生活意識の双方で有意差あり
情報とコミュニケーション	Q4-5	インターネット	○	○	○
	Q2	テレビ	×	×	
	Q2	スマートフォン・携帯電話	×	×	
	Q2	パソコンもしくはタブレット端末	○	○	○
身だしなみ	Q2	洗濯機	×	×	
	Q1-6	家族が必要とする下着	○	○	○
栄養	Q2	冷蔵庫	×	×	
	Q1-1	1日2回以上の食事	○	○	○
	Q2	電子レンジ	×	×	
	Q1-3	1日1回の野菜	○	○	○
	Q1-3	2日に1回のたんぱく質	○	○	○
	Q2	炊飯器	×	×	
保障	Q1-10	必要な時に医者にかかる	○	○	○
	Q1-12	必要な時に歯医者にかかる	○	○	○
	Q6-2	急な出費への対応	○	○	○
	Q6-3	月々または定期的な貯蓄	○	○	○
	Q6-5	生命保険	○	○	○
社会的活動	Q3-2	親族や友人に会うための交通費	○	○	○
住宅	Q2	ルームエアコン	○	○	○
	Q5	家族全員の十分なふとん	×	○	
	Q2	電気掃除機	×	×	
	Q2	家族全員が座れる食卓	×	○	

※1 「○」は1%水準で統計的に有意な差が認められた項目、「×」は有意な差が認められなかった項目を示す。

※2 「急な出費への対応」、「月々または定期的な貯蓄」及び「家族全員の十分なふとん」については、ない場合の理由を把握していないため、理由によらず不足している割合について検定を行った。

社会的必需項目の更新の検討⑬

社会的必需項目の評価方法

<確認事項>

- 社会的必需項目については、個々の項目の状況を見ることに加え、該当する項目の不足状況を総合的に評価することが考えられるが、どのような方法が考えられるか。
- 社会的必需項目について更新した上で、生活扶助基準の検証に当たって、どのように参考として参照することが考えられるか。参照するに当たっての留意点はあるか。

※ 令和4年検証においては、夫婦子1人世帯（年収第1・十分位）における社会的必需項目の不足状況に大きな変化がないか確認。また、生活保護受給世帯と一般世帯の不足状況を比較。

作業内容

- 令和4年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の個票データを用いて、以下の2つの方法により、社会的必需項目の不足状況を総合的に把握する。

- ① 社会的必需項目が経済的な理由で不足している世帯の割合を該当項目数別に把握する。

（参考）EUにおける物質的・社会的剥奪の判定方法

13項目について、「経済的理由で欠いている」項目数により、物質的・社会的剥奪に該当するか判定されている。

- ・ 5項目以上：物質的・社会的剥奪（Material and Social Deprivation (MSD)）
- ・ 7項目以上：深刻な物質的・社会的剥奪（Severe Material and Social Deprivation (SMSD)）

- ② 大人の必需品に関する調査における各項目の支持率（必要と回答した割合）で重み付けして、社会的必需項目に該当する項目の総合的な指標を算出する。

（参考）平成29年生活保護基準部会における指標の算出方法

- ① 平成28年家庭の生活実態及び生活意識調査項目のうち、社会的必需項目に対して、金銭的に余裕ないことを理由にできないと回答したものについて、該当項目につき1点を加算。
- ② 社会的必需品調査において、必要と回答した割合を上記で算出した点数に乗じて重み付けした上で、指標を算出。
例）「食事の頻度」と「炊飯器の保有」が金銭的に余裕がないことを理由にできていない又は保有していないと回答
指標 $(1 \text{ 点} \times 0.89 + 1 \text{ 点} \times 0.75) \times 100 \text{ 点} \div 9.31$ （社会的必需項目の回答割合の合計）＝17.62

社会的必需項目の更新の検討⑰

社会的必需項目の評価方法

社会的必需項目：支持率50%以上の項目

- 所得分位が低いほど社会的必需項目（支持率50%以上の22項目）が不足する割合が高くなる結果となっており、例えば、5項目以上が金銭的な理由で不足する割合は、所得階級第3・五分位で1.4%であるのに対し、所得階級第1・十分位では10.9%となっている。
- 社会的必需項目に関する指標は、所得分位が低いほど高い数値となっており、所得が低いほど金銭的な理由により社会的必需項目が不足する割合が高くなる傾向となっている。

2人以上（2～5人）勤労者世帯における所得階級別の社会的必需項目不足状況

	第3・五分位	第1・十分位	第2・十分位	第3・十分位	第4・十分位	第5・十分位	第6・十分位	第7・十分位	第8・十分位	第9・十分位	第10・十分位
0項目の割合	48.4%	25.9%	30.8%	37.8%	42.8%	48.0%	48.7%	54.9%	62.8%	66.8%	72.9%
1項目以上の割合	51.6%	74.1%	69.2%	62.2%	57.2%	52.0%	51.3%	45.1%	37.2%	33.2%	27.1%
2項目以上の割合	14.6%	42.3%	28.3%	21.5%	18.7%	17.5%	11.8%	9.0%	7.0%	5.8%	2.1%
3項目以上の割合	6.5%	27.5%	12.5%	9.6%	6.3%	7.6%	5.4%	4.1%	1.8%	2.0%	0.8%
4項目以上の割合	2.6%	15.5%	7.2%	4.8%	2.5%	2.9%	2.3%	2.1%	1.0%	0.9%	0.4%
5項目以上の割合	1.4%	10.9%	3.5%	2.9%	1.2%	2.1%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.0%
6項目以上の割合	0.8%	6.5%	1.3%	2.1%	0.9%	1.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.8%	0.0%
7項目以上の割合	0.3%	3.7%	0.2%	1.4%	0.5%	0.6%	0.0%	0.0%	0.2%	0.5%	0.0%
8項目以上の割合	0.0%	2.4%	0.2%	0.5%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%
9項目以上の割合	0.0%	1.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%
10項目以上の割合	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%
指標	3.3	8.0	5.2	4.5	3.7	3.6	3.0	2.6	2.0	1.9	1.3

※1 令和4年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の個票データを用いて、社会的必需項目（支持率50%以上の22項目）について、金銭的な理由により不足している世帯の割合を該当項目別に集計したもの。

※2 所得分位は、世帯人数毎に総所得により所得十分位階級を設定した。

※3 指標は前ページの②の方法により算出したもの。

社会的必需項目の更新の検討⑱

社会的必需項目の評価方法

社会的必需項目：支持率50%以上かつ所得や生活意識との関係が有意な項目

- 所得分位が低いほど社会的必需項目（支持率50%以上かつ所得や生活意識との関係が有意な13項目）が不足する割合が高くなる結果となっており、例えば、5項目以上が金銭的な理由で不足する割合は、所得階級第3・五分位で1.4%であるのに対し、所得階級第1・十分位では9.1%となっている。
- 社会的必需項目に関する指標は、所得分位が低いほど高い数値となっており、所得が低いほど金銭的な理由により社会的必需項目が不足する割合が高くなる傾向となっている。

2人以上（2～5人）勤労者世帯における所得階級別の社会的必需項目不足状況

	第3・五分位	第1・十分位	第2・十分位	第3・十分位	第4・十分位	第5・十分位	第6・十分位	第7・十分位	第8・十分位	第9・十分位	第10・十分位
0項目の割合	48.7%	26.3%	30.8%	38.0%	42.8%	48.4%	49.0%	55.1%	63.2%	67.1%	73.2%
1項目以上の割合	51.3%	73.7%	69.2%	62.0%	57.2%	51.6%	51.0%	44.9%	36.8%	32.9%	26.8%
2項目以上の割合	14.4%	42.1%	28.2%	21.4%	18.1%	17.3%	11.5%	9.0%	7.0%	5.6%	1.9%
3項目以上の割合	5.6%	27.1%	11.5%	9.4%	6.0%	6.6%	4.7%	4.1%	1.5%	2.0%	0.8%
4項目以上の割合	2.3%	15.0%	6.5%	4.6%	2.4%	2.7%	1.8%	2.0%	0.9%	0.9%	0.2%
5項目以上の割合	1.4%	9.1%	2.8%	2.8%	1.1%	2.1%	0.6%	0.5%	0.7%	0.6%	0.0%
6項目以上の割合	0.8%	5.7%	1.0%	2.1%	0.6%	1.3%	0.2%	0.3%	0.0%	0.6%	0.0%
7項目以上の割合	0.0%	3.4%	0.2%	1.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%
8項目以上の割合	0.0%	2.4%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%
9項目以上の割合	0.0%	1.5%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%
10項目以上の割合	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%
指標	5.5	13.4	8.7	7.6	6.3	6.0	5.1	4.4	3.4	3.2	2.1

※1 令和4年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の個票データを用いて、社会的必需項目（支持率50%以上かつ所得や生活意識との関係が有意な13項目）について、金銭的な理由により不足している世帯の割合を該当項目別に集計したもの。

※2 所得分位は、世帯人数毎に総所得により所得十分位階級を設定した。

※3 指標はP22の②の方法により算出したもの。

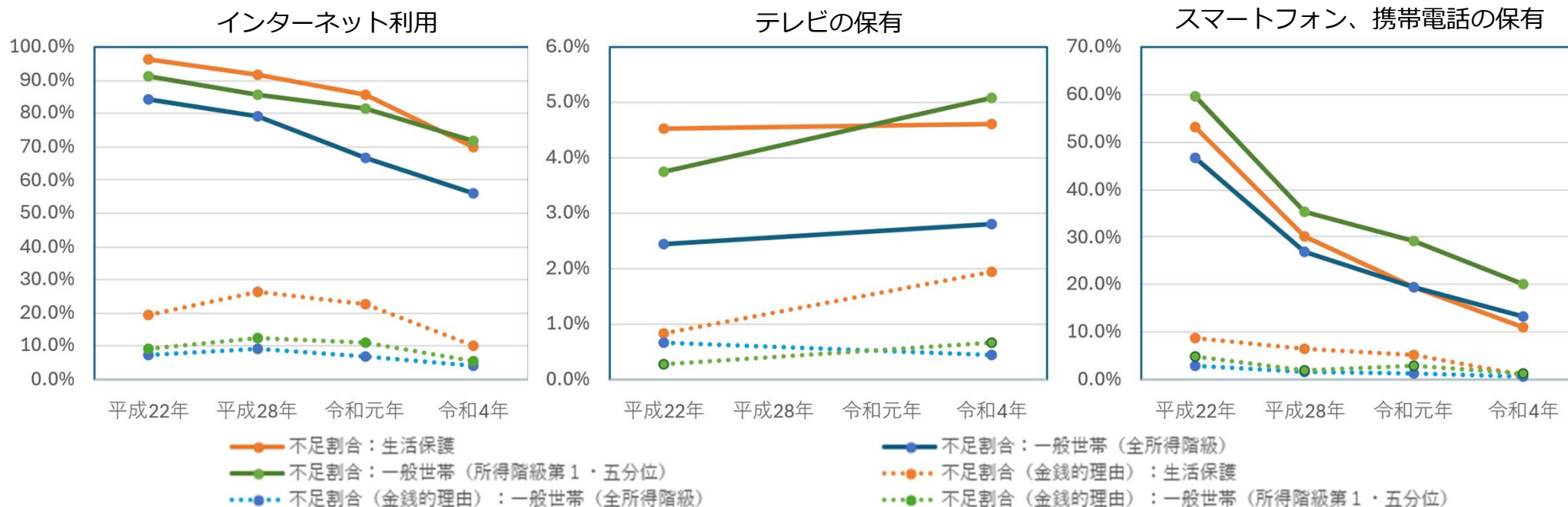
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査結果の時系列比較①

一般世帯と生活保護受給世帯の比較（高齢単身世帯の例）

- 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による一般世帯と生活保護受給世帯における生活実態の時系列の変化を折れ線グラフで分かりやすく比較できるようにした結果は、参考資料2のとおり。
 - 高齢単身世帯について、一部の項目の結果（社会的必需項目（大人の必需品に関する調査における支持率が50%以上の22項目）、耐久消費財の保有状況、親族・友人とのおつきあい・社会参加）を抜粋した結果は、P25～P31のとおり。
- ※ 高齢単身世帯は、生活保護受給世帯において最も多い世帯類型であり、一定のサンプル数を確保することができることから、一般世帯について所得階級第1・五分位（高齢単身世帯の総所得により分位階級を設定）の世帯の結果も掲載した。

（参考）家庭の生活実態及び生活意識に関する調査における高齢単身世帯の有効回答数

回答数	平成22年	平成28年	令和元年	令和4年
生活保護受給世帯	214	254	247	346
一般世帯（全所得階級）	2,087	2,487	2,576	2,561
一般世帯（所得階級第1・五分位）	456	527	556	554



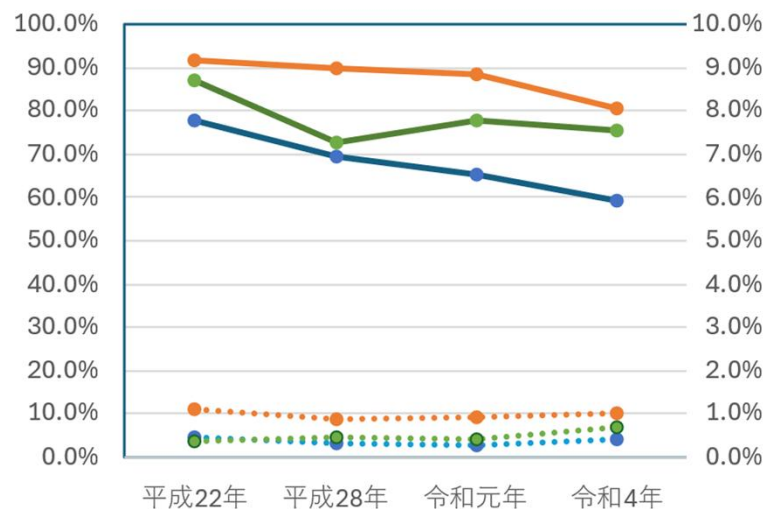
※ 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による特別集計。

生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。

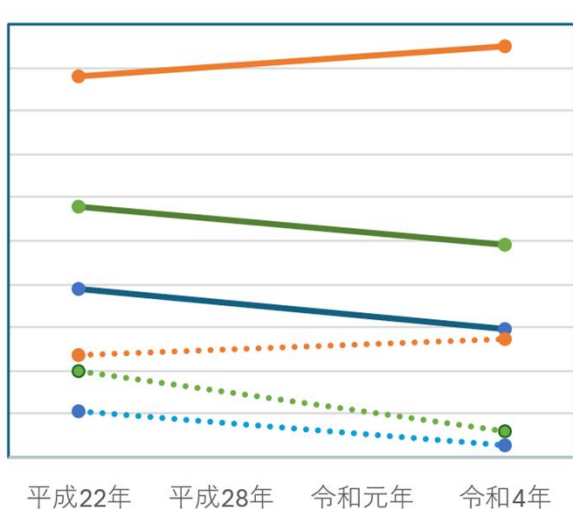
生活保護受給世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和4年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。（以上、P25～P31において同じ。）

家庭の生活実態及び生活意識に関する調査結果の時系列比較② 一般世帯と生活保護受給世帯の比較（高齢単身世帯の例）

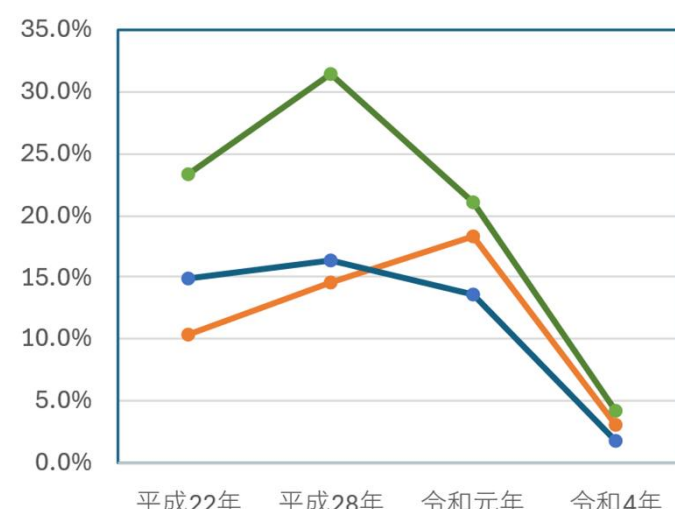
パソコン、タブレット端末の保有



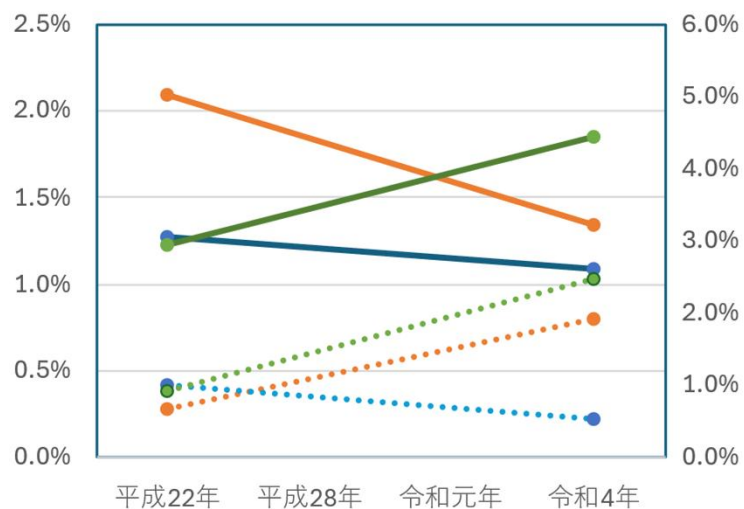
洗濯機の保有



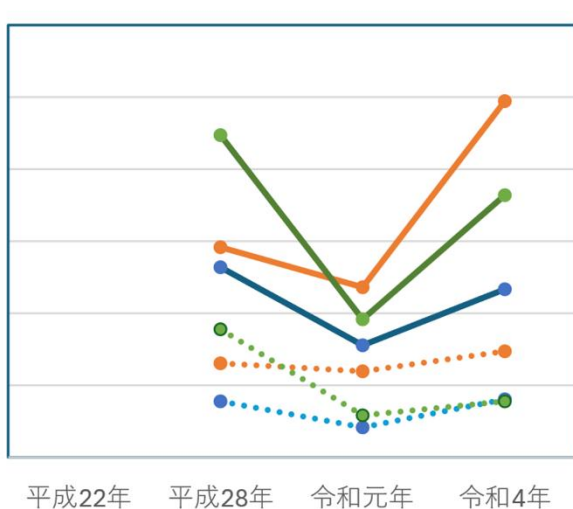
下着の購入



冷蔵庫の保有



1日2回の食事



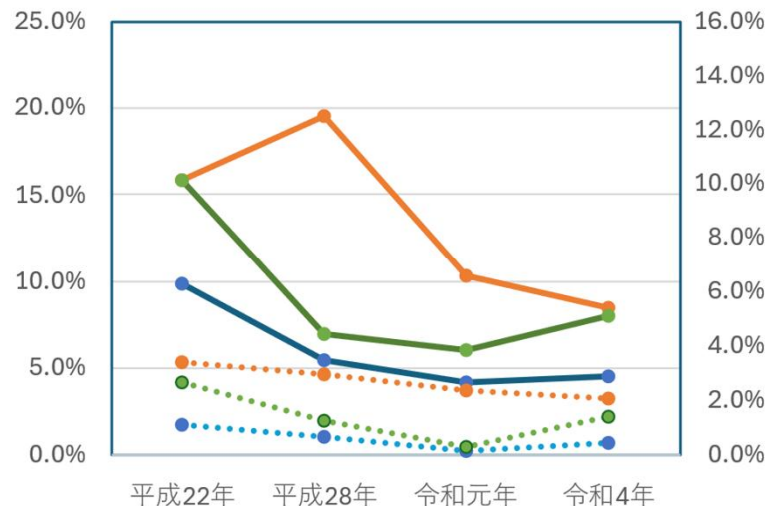
※ 令和4年とそれ以前は質問内容が異なる。（平成22年～令和元年は購入頻度1年1回未満、令和4年は生活費が足りなくて買えないことがあった割合。）

—●— 不足割合：生活保護
—●— 不足割合：一般世帯（所得階級第1・五分位）
...●... 不足割合（金銭的理由）：一般世帯（全所得階級）

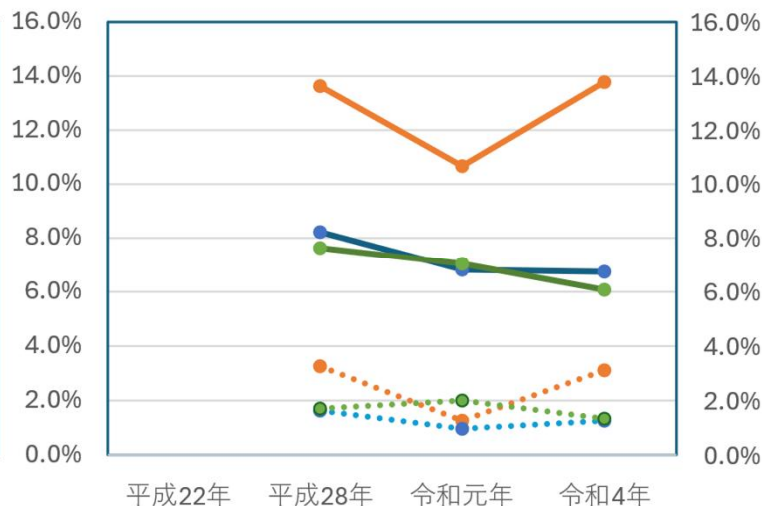
—●— 不足割合：一般世帯（全所得階級）
...●... 不足割合（金銭的理由）：生活保護
...●... 不足割合（金銭的理由）：一般世帯（所得階級第1・五分位）

家庭の生活実態及び生活意識に関する調査結果の時系列比較③ 一般世帯と生活保護受給世帯の比較（高齢単身世帯の例）

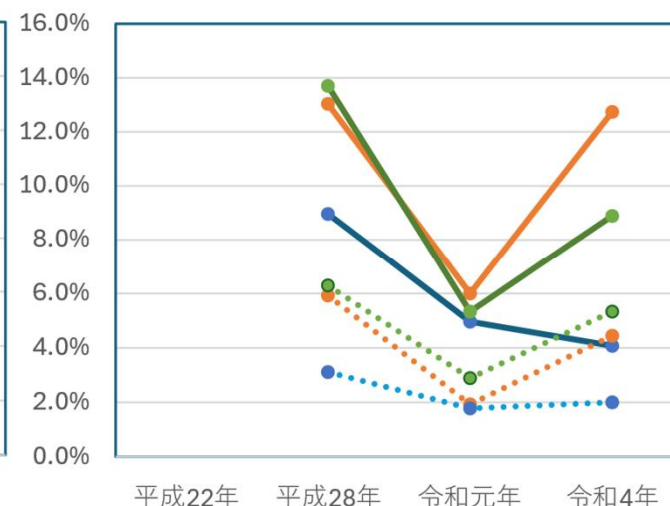
電子レンジの保有



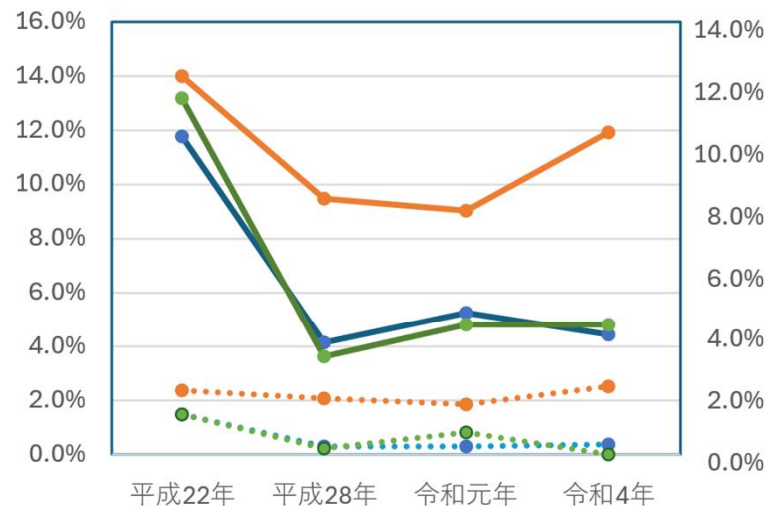
1日1回は野菜を食べているか



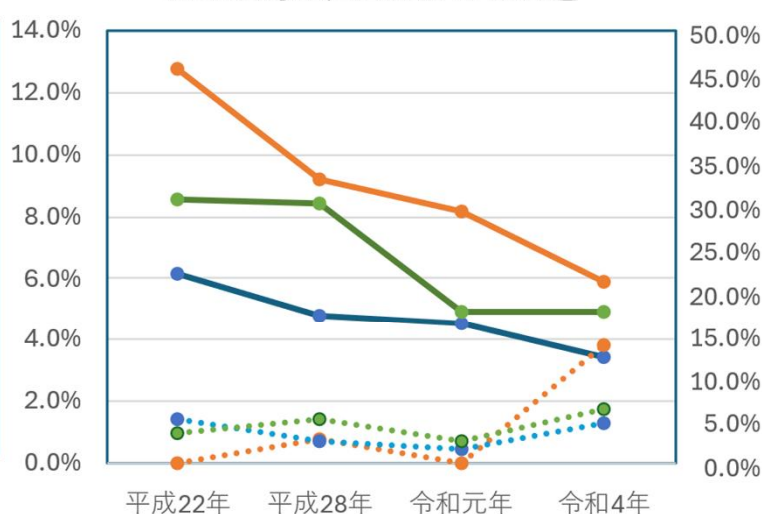
2日に1回はタンパク質を摂っているか



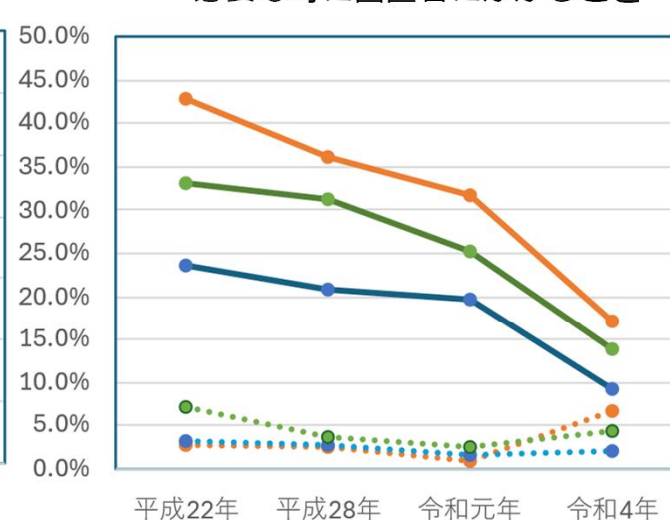
炊飯器の保有



必要な時に医者にかかること



必要な時に歯医者にかかること



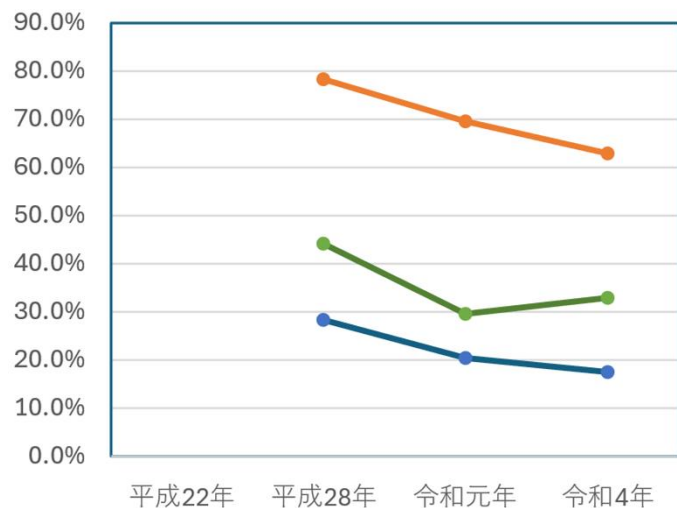
—●— 不足割合：生活保護
 —●— 不足割合：一般世帯（所得階級第1・五分位）
 ...●... 不足割合（金銭的理由）：生活保護
 ...●... 不足割合（金銭的理由）：一般世帯（全所得階級）

—●— 不足割合：一般世帯（全所得階級）
 ...●... 不足割合（金銭的理由）：生活保護
 ...●... 不足割合（金銭的理由）：一般世帯（所得階級第1・五分位）

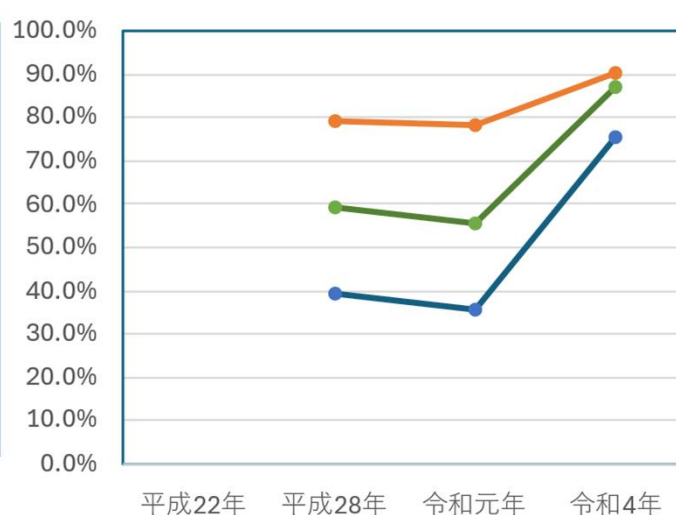
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査結果の時系列比較④

一般世帯と生活保護受給世帯の比較（高齢単身世帯の例）

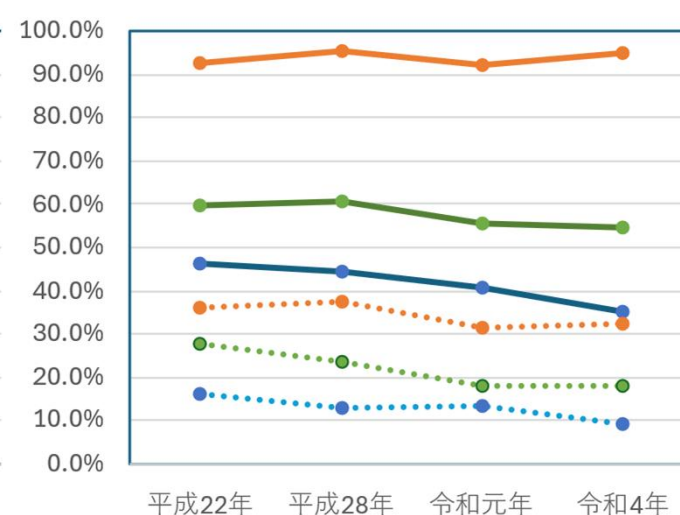
急な出費に対応できるか



定期的な貯蓄をしているか



生命保険に加入しているか

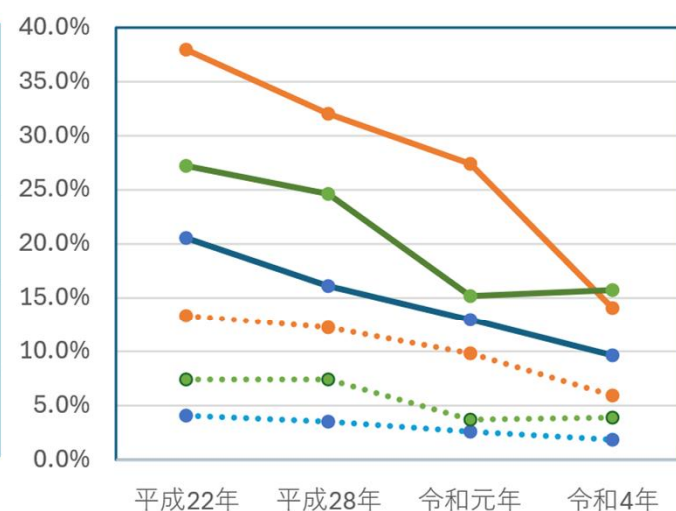


親族・友人に連絡を取るまたは会う



※ 令和4年調査からの質問項目

ルームエアコンの保有



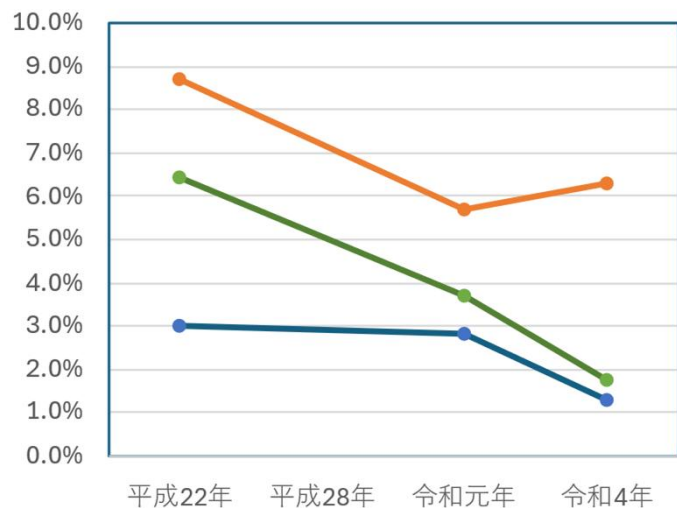
- (参考) 生活保護制度における取扱いについて
- ・ 保護の要否判定の結果、保護要とされた世帯における保護開始時の程度の決定（支給額の決定）にあたって収入として認定する手持金は、当該世帯の最低生活費（医療・介護扶助を除く）の5割を超える額とする。
 - ・ 保有が認められる保険の種類としては、危険対策を目的とするもの（生命保険等）に限り認められ、貯蓄的性格が強いと思われる養老保険等の保有は認められない。また、生命保険等の場合、保有が認められるのは、解約返戻金が少額（医療扶助を除く最低生活費の概ね3か月程度以下）であり、保険料の額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合（医療扶助を除く最低生活費の概ね1割程度以下）に限られる。

—●— 不足割合：生活保護
—●— 不足割合：一般世帯（所得階級第1・五分位）
—●— 不足割合（金銭的理由）：生活保護
- - - ● - - - 不足割合（金銭的理由）：一般世帯（全所得階級）
- - - ● - - - 不足割合（金銭的理由）：一般世帯（所得階級第1・五分位）

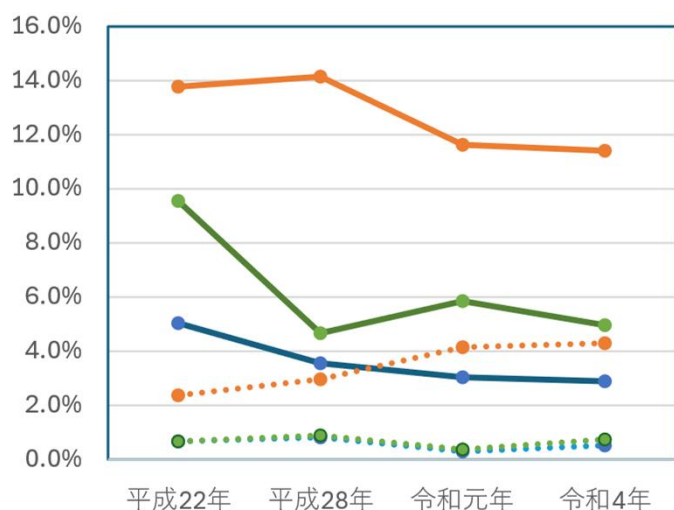
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査結果の時系列比較⑤

一般世帯と生活保護受給世帯の比較（高齢単身世帯の例）

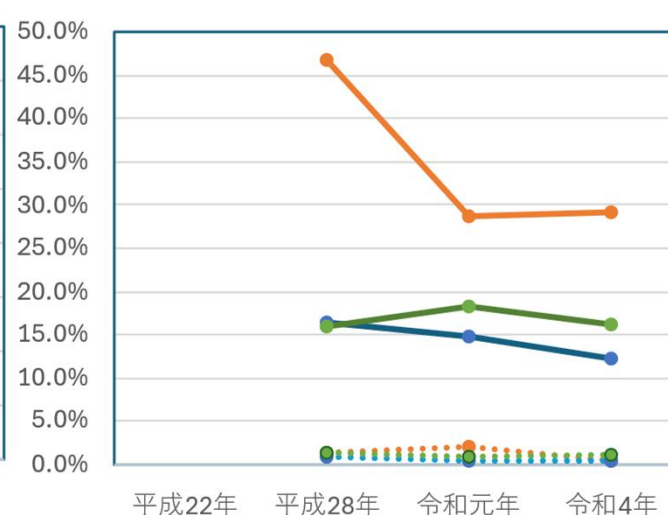
十分なふとんがある



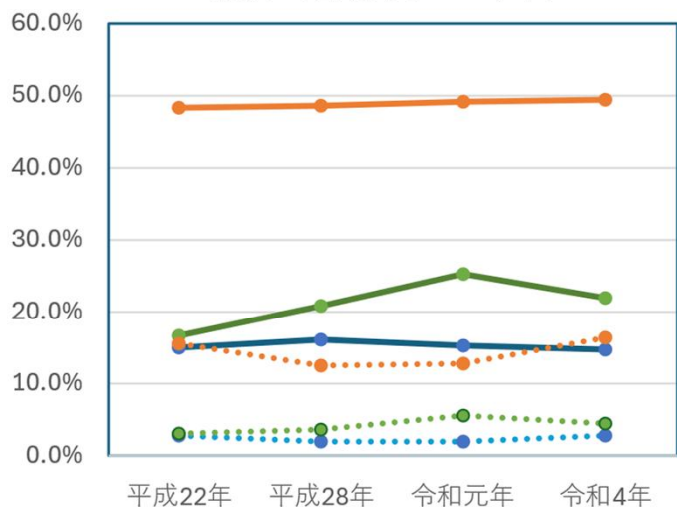
電気掃除機の保有



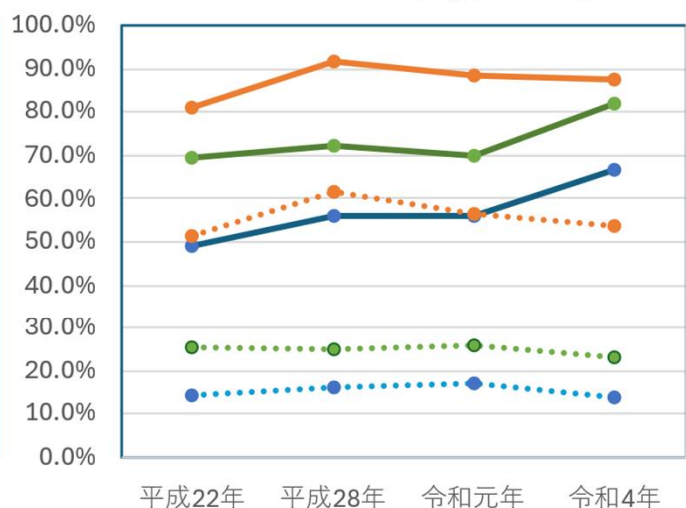
家族全員が座れる食卓の保有



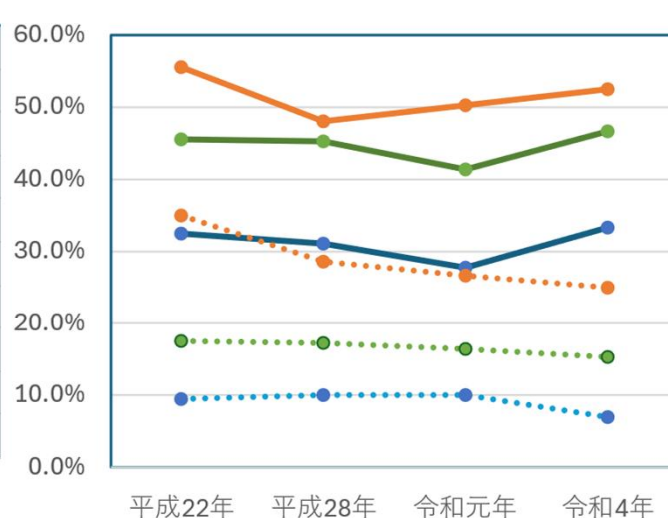
親族の冠婚葬祭への出席



泊りがけの旅行(帰省含む)



外食



—●— 不足割合：生活保護
 —●— 不足割合：一般世帯（所得階級第1・五分位）
 ...●... 不足割合（金銭的理由）：一般世帯（全所得階級）

—●— 不足割合：一般世帯（全所得階級）
 ...●... 不足割合（金銭的理由）：生活保護
 ...●... 不足割合（金銭的理由）：一般世帯（所得階級第1・五分位）

家庭の生活実態及び生活意識に関する調査結果の時系列比較⑥

一般世帯と生活保護受給世帯の比較（高齢単身世帯の例）

保有率	生活保護受給世帯				一般世帯（全所得階級）				一般世帯 （所得階級第1・五分位）			
	2010年	2016年	2019年	2022年	2010年	2016年	2019年	2022年	2010年	2016年	2019年	2022年
冷蔵庫	97.9%	—	—	98.7%	98.7%	—	—	98.9%	98.8%	—	—	98.1%
炊飯器	86.0%	90.5%	91.0%	88.1%	88.3%	95.8%	94.7%	95.5%	86.8%	96.4%	95.2%	95.2%
電子レンジ	84.2%	80.4%	89.7%	91.6%	90.2%	94.6%	95.8%	95.5%	84.1%	93.1%	93.9%	92.1%
洗濯機	91.2%	—	—	90.5%	96.1%	—	—	97.0%	94.2%	—	—	95.1%
電気掃除機	86.2%	85.9%	88.3%	88.6%	95.0%	96.5%	96.9%	97.1%	90.5%	95.3%	94.1%	95.1%
給湯器	50.3%	69.6%	71.2%	77.9%	73.6%	86.0%	89.9%	90.9%	67.2%	83.9%	87.2%	86.3%
ルームエアコン	62.1%	68.0%	72.5%	86.0%	79.4%	83.9%	87.1%	90.3%	72.8%	75.4%	84.9%	84.3%
扇風機・冷風機	—	—	—	87.3%	—	—	—	93.7%	—	—	—	95.1%
暖房器具（ルームエアコンを除く）	—	74.5%	76.6%	75.8%	—	86.7%	87.4%	89.4%	—	83.7%	83.4%	86.7%
テレビ	95.5%	—	—	95.4%	97.5%	—	—	97.2%	96.3%	—	—	94.9%
パソコンもしくはタブレット端末	8.4%	9.9%	11.6%	19.3%	22.3%	30.7%	34.6%	40.8%	13.0%	27.3%	22.2%	24.4%
スマートフォン・携帯電話	47.0%	69.8%	80.4%	89.1%	53.2%	73.2%	80.7%	86.7%	40.3%	64.7%	70.7%	79.8%
家族全員が座れる食卓	—	53.1%	71.4%	70.8%	—	83.5%	85.2%	87.7%	—	84.0%	81.8%	83.8%
自動車	4.0%	5.7%	7.2%	7.4%	28.0%	38.8%	37.4%	43.4%	21.5%	29.7%	31.4%	29.7%

※ 2022年調査では、スマートフォンと携帯電話それぞれの保有について把握しているが、スマートフォンと携帯電話のいずれかを保有している割合を集計した。

家庭の生活実態及び生活意識に関する調査結果の時系列比較⑦

一般世帯と生活保護受給世帯の比較（高齢単身世帯の例）

保有していない割合 (金銭的に余裕がないため)	生活保護受給世帯				一般世帯（全所得階級）				一般世帯 (所得階級第1・五分位)			
	2010年	2016年	2019年	2022年	2010年	2016年	2019年	2022年	2010年	2016年	2019年	2022年
冷蔵庫	0.3%	—	—	0.8%	0.4%	—	—	0.2%	0.4%	—	—	1.0%
炊飯器	2.4%	2.1%	1.8%	2.5%	1.5%	0.3%	0.3%	0.3%	1.5%	0.2%	0.8%	0.0%
電子レンジ	5.4%	4.7%	3.7%	3.2%	1.7%	1.1%	0.2%	0.7%	4.2%	2.0%	0.5%	2.2%
洗濯機	2.3%	—	—	2.7%	1.1%	—	—	0.3%	2.0%	—	—	0.6%
電気掃除機	2.4%	3.0%	4.2%	4.3%	0.7%	0.8%	0.3%	0.5%	0.7%	0.9%	0.3%	0.8%
給湯器	15.1%	6.6%	5.8%	5.0%	3.4%	1.8%	0.9%	0.9%	7.0%	2.7%	1.6%	2.7%
ルームエアコン	13.4%	12.2%	9.9%	5.8%	4.1%	3.6%	2.6%	1.8%	7.3%	7.4%	3.7%	4.0%
扇風機・冷風機	—	—	—	1.6%	—	—	—	0.7%	—	—	—	1.8%
暖房器具（ルームエアコンを除く）	—	5.5%	2.4%	3.3%	—	1.4%	1.1%	1.0%	—	1.9%	2.7%	2.5%
テレビ	0.8%	—	—	1.9%	0.7%	—	—	0.5%	0.3%	—	—	0.7%
パソコンもしくはタブレット端末	10.9%	8.6%	9.3%	10.0%	4.4%	3.1%	2.7%	4.0%	3.4%	4.5%	4.1%	6.7%
スマートフォン・携帯電話	8.7%	6.3%	5.1%	1.0%	2.9%	1.5%	1.1%	0.7%	4.9%	2.0%	3.0%	1.1%
家族全員が座れる食卓	—	1.4%	2.0%	0.5%	—	0.9%	0.5%	0.4%	—	1.3%	1.0%	1.1%
自動車	5.7%	3.5%	5.2%	8.7%	2.9%	2.2%	1.8%	1.8%	3.8%	2.3%	2.6%	2.4%

※ 2022年調査では、スマートフォンと携帯電話それぞれの保有について把握しているが、スマートフォンと携帯電話のいずれも金銭的に余裕がないため保有していない割合を集計した。